

令和2年度 文教委員会資料②

【所管事務の調査（報告）】

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例に基づくインターネット表現活動に係る拡散防止措置の状況について

資料1 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例に基づくインターネット表現活動に係る拡散防止措置の状況について

資料2 川崎市差別防止対策等審査会の答申の概要

資料3 インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表

参考資料 関係法令

市 民 文 化 局

(令和3年3月15日)

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例に基づく インターネット表現活動に係る拡散防止措置の状況について

1 「川崎市差別防止対策等審査会」からの答申（主な内容）

◎川崎市差別防止対策等審査会（吉戒修一会長）が市長へ、インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表について答申を提出

答申日 令和2年10月16日、令和2年11月16日、令和2年12月28日

○次の各投稿について、拡散防止措置を講ずることは、妥当であり、必要な具体的措置としては、サイトの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

○各投稿の表現の内容の概要の公表は、それぞれ特定の市民等を対象とする次の趣旨の記載をした表現について行うことが適当である。

<表現の内容一覧>

(1) 1回目の答申（令和2年10月16日）→1回目の拡散防止措置、公表（令和2年10月22日）

【事案番号1】 [Twitter](#) 『早く祖国へ帰れ』

【事案番号2】 [Twitter](#) 『日本に寄生して日本を滅ぼす者として、日本から排除する』

※事案番号3～9は、すでに表示されない状態になっていたため、拡散防止措置は講じていない。

(2) 2回目の答申（令和2年11月16日）→2回目の拡散防止措置、公表（令和2年11月20日）

【事案番号1】 [5ちゃんねる](#)

ア『早く日本から出ていけ』

イ『国にゴーホーム』

ウ『死ね』

エ『国にお帰りください』

オ『今すぐに死ね』

カ『国に帰れ。寄生虫そのもの』

キ『日本から出て行け』

ク『何を言っても相手にしない。国に帰れ』

ケ『日本から出ていけ、帰国したら死刑だけど』

コ『日本から出ていけ、ぶっ殺して地獄に落とす』

サ『国に帰れ』

シ『今すぐに日本から出ていけ』

【事案番号2】 [2ちゃんねる](#) 事案番号1の各投稿を転載したもので、内容は事案番号1と同じ。

【事案番号3】 [5ch勢いランキング](#) 事案番号1の各投稿を転載したもので、内容は事案番号1と同じ。

【事案番号4】 [ライブドアブログ](#)

ア『早く日本から出ていけ』

イ『〇〇（朝鮮人の蔑称。以下同じ。）』

ウ『〇〇は石ころで頭をぶち割ればいい』

【事案番号5】 [ライブドアブログ](#)

ア『今すぐに死ね』

イ『〇〇は練炭で死ね、早くしないと全員焼却処分にする』

ウ『必ず殺してやる、生き延びたければこの国から出ていけ』

エ『死ね、〇〇』

オ『国に帰りたくないなら死ね』

カ『朝鮮半島に帰れ』

(3) 3回目の答申（令和2年12月18日）→3回目の拡散防止措置、公表（令和3年1月6日）

【事案番号1】 [5ちゃんねる](#) 『〇〇民族は出ていけ（〇〇は人以外のものにたとえる侮蔑的表現。以下同じ。）』

【事案番号2】 [5ちゃんねる](#) 『殺すぞ〇〇朝鮮人、早く日本から出ていけ』

2 拡散防止措置（削除要請）及び公表の実施

◎インターネット表現活動（9事案49件）について、拡散防止措置（サイトの運営者に対する削除要請）及び公表を実施

公表日 令和2年10月22日、令和2年11月20日、令和3年1月6日

○公表した表現の内容は、上記1の<表現の内容一覧>に記載のとおり

○川崎市差別防止対策等審査会の答申を踏まえ、特定の川崎市民を対象としたものであると明らかに認められ、かつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するインターネット表現活動（SNSの投稿、掲示板の書き込み等）について、拡散防止措置（削除要請）を講じた。

○拡散防止措置（削除要請）を講じた後、当該インターネット表現活動が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する旨、表現の内容の概要及び拡散防止措置（削除要請）を講じたことを公表した。

3 拡散防止措置（削除要請）に対するサイトの運営者の対応

◎インターネット表現活動（7事案36件）について、サイトの運営者が削除を実施

(1) 1回目の拡散防止措置（削除要請）に対するサイトの運営者の対応

Twitter社（Twitter,Inc.）は、2件のうち1件（事案番号2）について削除要請に応じ、残り1件（事案番号1）については、自社の削除基準*に該当しないという理由で、削除要請に応じなかった。

※「暴言や脅迫、差別的言動に対するTwitterのポリシー」により、人種、民族、出身地等を理由とした他者への暴力行為、直接的な攻撃行為、脅迫行為を助長する投稿が禁止されている。令和2年12月から、人種や民族、出身地に基づいて人間以外のものに置き換える言葉の使用も禁止されている。

(2) 2回目の拡散防止措置（削除要請）に対するサイトの運営者の対応

ア 事案番号1

「5ちゃんねる」を運営するロキテクノロジー社は、削除要請に応じた。

イ 事案番号2

「2ちゃんねる」を運営するパケットモンスター社は、自社の削除基準*に該当しないという理由で、削除要請に応じなかった。

※「削除ガイドライン」により、差別・蔑視の意図がある地域名又は苗字等の書き込みは削除対象となる。

ウ 事案番号3

「5ch勢いランキング」の運営者は、削除要請に応じた。

エ 事案番号4及び事案番号5

「ライブドアブログ」を運営するLINE株式会社は、削除要請に応じた。

(3) 3回目の拡散防止措置（削除要請）に対するサイトの運営者の対応

「5ちゃんねる」を運営するロキテクノロジー社は、削除要請に応じた。

4 本市の考え方

- 各サイトの「利用規約」等に基づき、各事業者が削除するか否かの判断を行い、削除要請に応じない事業者が出ることは、制度上想定されており、強制力のない要請であるため、これ以上の措置を講じることは難しいと考えている。

- 個人を対象とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」は、いわゆる「プロバイダ責任制限法」に規定する「他人の権利を侵害する情報」にも該当する場合が多く、その場合は、同法の規定により「他人の権利を侵害する情報」として本人が削除要請する方が、サイトの運営者による迅速な削除が期待でき、また、「他人の権利を侵害する情報」については、裁判所に仮処分を申し立てることが可能で、裁判所の仮処分命令を得れば、サイトの運営者による確実な削除が期待できる。

- 今後も、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」や「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の趣旨等について、啓発の取組を進めていく。

1 回目の答申（令和 2 年 10 月 16 日）

答申の概要

1 審査会の結論

(1) 諮問事項(1)について

現在、インターネット上に表示されている事案番号 1 及び事案番号 2 の投稿について、拡散防止措置を講ずることは、妥当である。必要な具体的措置としては、サイトの運営者（ツイッター社）に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

また、当該インターネット表現活動が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する旨等を公表することは、妥当である。

事案番号 1 の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『早く祖国へ帰れという趣旨の記載をした』表現について行うことが適当である。

事案番号 2 の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『日本に寄生して日本を滅ぼす者として、日本から排除するという趣旨の記載をした』表現について行うことが適当である。

(2) 諮問事項(2)について

現在、インターネット上に表示されていない事案番号 3 から事案番号 9 までの 7 件について、アカウントの凍結、投稿の削除等により表示されなくなる前において、拡散防止措置を講ずることは、妥当であったと考えられる。

また、当該インターネット表現活動が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する旨及び当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要を公表することが考えられる。

事案番号 3 の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『本格的に始末する必要があるという趣旨の記載をした』表現について行うことが適当である。

事案番号 4 の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『祖国へお帰り下さいという趣旨の記載をした』表現について行うことが適当である。

事案番号 5 の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『日

本から出て行けという趣旨の記載をした』表現について行うことが適当である。

事案番号 6 の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『自分の国に帰れという趣旨の記載をした』表現について行うことが適当である。

事案番号 7 の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『昆虫にたとえる』表現について行うことが適当である。

事案番号 8 の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『早く日本から出ていけという趣旨の記載をした』表現について行うことが適当である。

事案番号 9 の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『早く自分達の国に帰れという趣旨の記載をした』表現について行うことが適当である。

2 審査会の判断

(1) 条例第 17 条第 1 項の該当性の判断に当たっての考慮要素について

インターネット表現活動が条例第 17 条第 1 項の本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかどうかの判断に当たっては、「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする」に該当するか及び法務省人権擁護局が作成した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に係る参考情報」に記載されている「本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」、「本邦外出身者を著しく侮蔑する」、「本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」の 3 類型に該当するかについて、条例の趣旨を踏まえて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮することが適当である。

また、条例第 17 条第 1 項第 2 号アの「表現の内容が特定の市民等を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当するかどうかの判断に当たっても、条例の趣旨を踏まえて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮することが適当である。

(2) インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表について

インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表は、どのようなインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかを市民に分かりやすいように公表することが適当である。

また、公表を行うに当たっては、インターネットの検索サイトで当該投稿が特定されないように、十分配慮して行うことが適当である。

答申の概要

1 審査会の結論

(1) 事案番号1について

事案番号1の各投稿について、拡散防止措置を講ずることは、妥当であり、必要な具体的措置としては、電子掲示板の運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

事案番号1の各投稿の表現の内容の概要の公表は、それぞれ特定の市民等を対象とする次の趣旨の記載をした表現について行うことが適当である。

ア『早く日本から出ていけ』

イ『国にゴーストホーム』

ウ『死ね』

エ『国にお帰りください』

オ『今すぐに死ね』

カ『国に帰れ。寄生虫そのもの』

キ『日本から出て行け』

ク『何を言っても相手にしない。国に帰れ』

ケ『日本から出ていけ、帰国したら死刑だけど』

コ『日本から出ていけ、ぶっ殺して地獄に落とす』

サ『国に帰れ』

シ『今すぐに日本から出ていけ』

(2) 事案番号2について

事案番号2の各投稿は、事案番号1の各投稿を転載したものである。

事案番号2の各投稿について、拡散防止措置を講ずることは、妥当であり、必要な具体的措置としては、電子掲示板の運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

事案番号2の各投稿の表現の内容の概要の公表は、事案番号1の各投稿と同様に行うことが適当である。

(3) 事案番号3について

事案番号3の各投稿は、事案番号1の各投稿を転載したものである。

事案番号3の各投稿について、拡散防止措置を講ずることは、妥当であり、必要な具体的措置としては、ウェブサイトの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

事案番号3の各投稿の表現の内容の概要の公表は、事案番号1の各投稿と同様に行うことが適当である。

(4) 事案番号4について

事案番号4の各投稿は、事案番号2の投稿を転載したものと新たに当該ウェブサイトへ投稿されたものである。

事案番号4の各投稿について、拡散防止措置を講ずることは、妥当であり、必要な具体的措置としては、ブログサービスの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

事案番号4の各投稿の表現の内容の概要の公表は、事案番号2の投稿を転載したものは、上記(1)アと同様に、また、新たに当該ウェブサイトへ投稿されたものは、それぞれ特定の市民等を対象とする次の趣旨の記載をした表現について行うことが適当である。

ア『〇〇(朝鮮人の蔑称。以下同じ。)]

イ『〇〇は石ころで頭をぶち割ればいい』

(5) 事案番号5について

事案番号5の各投稿について、拡散防止措置を講ずることは、妥当であり、必要な具体的措置としては、ブログサービスの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

事案番号5の各投稿の表現の内容の概要の公表は、それぞれ特定の市民等を対象とする次の趣旨の記載をした表現について行うことが適当である。

ア『今すぐに死ね』

イ『〇〇は練炭で死ね、早くしないと全員焼却処分にする』

ウ『必ず殺してやる、生き延びたければこの国から出ていけ』

エ『死ね、〇〇』

オ『国に帰りたくないなら死ね』

カ『朝鮮半島に帰れ』

2 審査会の判断

(1) 条例第17条第1項の該当性の判断に当たっての考慮要素について

インターネット表現活動が条例第17条第1項の本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかどうかの判断に当たっては、法務省人権擁護局が作成した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に係る参考情報」に記載されている「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自

由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」、「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と本邦外出身者を著しく侮蔑する」、「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」の3類型に該当するかについて、条例の趣旨を踏まえて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮することが適当である。

また、条例第17条第1項第2号アの「表現の内容が特定の市民等を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当するかどうかの判断に当たっても、条例の趣旨を踏まえて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮することが適当である。

(2) インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表について

インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表は、どのようなインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかを市民に分かりやすいように公表するとともに、公表したものの以外のインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないわけではないことを注記することが適当である。

また、公表を行うに当たっては、インターネットの検索サイトで当該投稿が特定されないように、十分配慮して行うことが適当である。

答申の概要

1 審査会の結論

（1）事案番号1について

事案番号1の投稿について、拡散防止措置を講ずることは、妥当であり、必要な具体的措置としては、電子掲示板の運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

事案番号1の投稿の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする次の趣旨の記載をした表現について行うことが適当である。

『〇〇民族は出ていけ（〇〇は人以外のものにたとえる侮蔑的表現）』

（2）事案番号2について

事案番号2の投稿について、拡散防止措置を講ずることは、妥当であり、必要な具体的措置としては、電子掲示板の運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

事案番号2の投稿の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする次の趣旨の記載をした表現について行うことが適当である。

『殺すぞ〇〇朝鮮人、早く日本から出ていけ（〇〇は人以外のものにたとえる侮蔑的表現）』

2 審査会の判断

（1）条例の目的とインターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号。以下「条例」という。）第1条は、「この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする」と規定している。したがって、インターネット等を利用する方法による本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する表現の内容の拡散防止措置及びそれに関する公表を定める条例第17条第1項及び第2項も、第1条にいう川崎市における人権尊重のまちづくり（条例の前文では、これを「全ての市民が不当な差別を受けことなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくり」と規定している）を推進する観点から解釈し、適用されるべ

きである。

(2) 条例第17条第1項の該当性の判断に当たっての考慮要素について

インターネット表現活動が条例第17条第1項の本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかどうかの判断に当たっては、条例の目的である川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえて、法務省人権擁護局が作成した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に係る参考情報」に記載されている「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」、「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と本邦外出身者を著しく侮蔑する」、「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」の3類型に該当するかについて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断することが適当である。

また、条例第17条第1項第2号アの「表現の内容が特定の市民等を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当するかどうかの判断に当たっても、条例の趣旨を踏まえて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮することが適当である。

(3) インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表について

インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表は、どのようなインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかを市民に分かりやすいように公表するとともに、公表したものの以外のインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないわけではないことを注記することが適当である。

また、公表を行うに当たっては、インターネットの検索サイトで当該投稿が特定されないように、十分配慮して行うことが適当である。

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年10月22日

川崎市長 福田 紀彦

1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識

インターネット上の短文投稿サイト「Twitter」へ、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、特定の市民等を対象とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

- (1) 早く祖国へ帰れという趣旨の記載をした表現
- (2) 日本に寄生して日本を滅ぼす者として、日本から排除するという趣旨の記載をした表現

2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要

上記1(1)及び(2)に記載のとおり

3 拡散を防止するために講じた措置

上記1(1)及び(2)の表現を含む投稿について、「Twitter」を運営するTwitter社の日本法人Twitter Japan株式会社に削除を要請した。

4 拡散を防止する措置を講じた年月日

令和2年10月21日

5 その他

- (1) 上記1(1)及び(2)の表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
- (2) 公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年11月20日

川崎市長 福田 紀彦

1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識

(1) インターネット上の電子掲示板「5ちゃんねる」へ、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、特定の市民等を対象とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

ア 早く日本から出ていけという趣旨の記載をした表現

イ 国にゴホームという趣旨の記載をした表現

ウ 死ねという趣旨の記載をした表現

エ 国にお帰りくださいという趣旨の記載をした表現

オ 今すぐに死ねという趣旨の記載をした表現

カ 国に帰れ。寄生虫そのものという趣旨の記載をした表現

キ 日本から出て行けという趣旨の記載をした表現

ク 何を言っても相手にしない。国に帰れという趣旨の記載をした表現

ケ 日本から出ていけ、帰国したら死刑だけどという趣旨の記載をした表現

コ 日本から出ていけ、ぶっ殺して地獄に落とすという趣旨の記載をした表現

サ 国に帰れという趣旨の記載をした表現

シ 今すぐに日本から出ていけという趣旨の記載をした表現

(2) インターネット上の電子掲示板「2ちゃんねる」へ、上記(1)アからシまでの表現を含む投稿を転載した行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

(3) インターネット上の特定のウェブサイト「5ch勢いランキング」へ、上記(1)アからシまでの表現を含む投稿を転載した行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

- (4) インターネット上の特定のウェブサイト（ブログサービスを利用して2ちゃんねるの投稿をまとめたサイト）へ、上記（1）アの表現を含む投稿を転載した行為及び本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、特定の市民等を対象とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
- ア ○○（朝鮮人の蔑称。以下同じ。）と侮蔑する趣旨の記載をした表現
 - イ ○○は石ころで頭をぶち割ればいいという趣旨の記載をした表現
- (5) インターネット上の特定のウェブサイト（ブログサービスを利用して2ちゃんねるの投稿をまとめたサイト）へ、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、特定の市民等を対象とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
- ア 今すぐに死ねという趣旨の記載をした表現
 - イ ○○は練炭で死ね、早くしないと全員焼却処分にするという趣旨の記載をした表現
 - ウ 必ず殺してやる、生き延びたければこの国から出ていけという趣旨の記載をした表現
 - エ 死ね、○○という趣旨の記載をした表現
 - オ 国に帰りたくないなら死ねという趣旨の記載をした表現
 - カ 朝鮮半島に帰れという趣旨の記載をした表現

2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要
上記1（1）から（5）までに記載のとおり

3 拡散を防止するために講じた措置

- (1) 上記1（1）の表現を含む投稿について、「5ちゃんねる」を運営するロキテクノロジー社に削除を要請した。
- (2) 上記1（2）の表現を含む投稿について、「2ちゃんねる」を運営するパケットモンスター社に削除を要請した。
- (3) 上記1（3）の表現を含む投稿について、「5ch勢いランキング」の運営者に削除を要請した。
- (4) 上記1（4）の表現を含む投稿について、ブログサービス（ライブドアブログ）を運営するLINE株式会社に削除を要請した。
- (5) 上記1（5）の表現を含む投稿について、ブログサービス（ライブドアブログ）を運営するLINE株式会社に削除を要請した。

4 拡散を防止する措置を講じた年月日
令和2年11月20日

5 その他

- (1) 上記1 (1) から (5) までの表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
- (2) 公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年1月6日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識
 - (1) インターネット上の電子掲示板「5ちゃんねる」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする「○○民族は出て行け（○○は人以外のものにたとえる侮蔑的表現）」という趣旨の記載をした表現を含む投稿をした行為は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
 - (2) インターネット上の電子掲示板「5ちゃんねる」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする「殺すぞ○○朝鮮人、早く日本から出て行け（○○は人以外のものにたとえる侮蔑的表現）」という趣旨の記載をした表現を含む投稿をした行為は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
- 2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要
上記1（1）及び（2）に記載のとおり
- 3 拡散を防止するために講じた措置
上記1（1）及び（2）の表現を含む投稿について、「5ちゃんねる」を運営するロキテクノロジー社に削除を要請した。
- 4 拡散を防止する措置を講じた年月日
令和3年1月6日
- 5 その他
 - (1) 上記1（1）及び（2）の表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言

動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。

- (2) 公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。

【関係法令】

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）

（定義）

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 （略）

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

○川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) （略）

(2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「法」という。）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。

（人権教育及び人権啓発）

第7条 市は、不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。）及び人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。）を推進するものとする。

(この章の趣旨)

第11条 市は、法第4条第2項の規定に基づき、市の実情に応じた施策を講ずることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものとする。

(インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表)

第17条 市長は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法による表現活動（他の表現活動の内容を記録した文書、図画、映像等を不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる状態に置くことを含む。以下「インターネット表現活動」という。）のうち次に掲げるものが本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市の区域内で行われたインターネット表現活動

(2) 市の区域外で行われたインターネット表現活動（市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）で次のいずれかに該当するもの

ア 表現の内容が特定の市民等（市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者その他市に関係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。）を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動

イ アに掲げるインターネット表現活動以外のインターネット表現活動であって、市の区域内で行われた本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容を市の区域内に拡散するもの

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要及びその拡散を防止するために講じた措置その他規則で定める事項を公表するものとする。ただし、これを公表することにより第11条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

3 前2項の規定による措置及び公表は、市民等の申出又は職権により行うものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による措置及び公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、第2項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

(表現の自由等への配慮)

第20条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。